



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
平成28年11月29日(火)
午前10時解禁

担 当	京都労働局雇用環境・均等室 室長 金井 陽子 副主任雇用環境改善・均等推進指導官
	野田 昌代 電話 075-241-0504

平成29年1月1日施行「改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法」に対応するための

就業規則(育児・介護休業規定)等の整備を支援します！

～毎週火・金曜日に個別相談会を実施～

育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めることを目的として、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。法改正に伴い、各企業においては就業規則(育児・介護休業規定)等の変更や、いわゆるマタニティハラスメント等の防止措置を新たに講じる必要があります。

京都労働局(局長 井内 雅明)では、法改正への対応に関する相談に応じるため、以下のとおり特別相談日を設けます。

改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法個別相談会

1 日時

平成28年12月の毎週火曜日と金曜日 10時～17時

(12月29日～1月3日は閉庁)

※予約は不要ですが、混み合う場合はお待ちいただくことがあります。

※火・金曜日以外を希望の場合は電話で日程調整をお願いします。

TEL 075-241-0504

2 場所

京都労働局雇用環境・均等室(京都労働局1階受付へお越しください)

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

(市営地下鉄烏丸御池駅2番出口から徒歩2分)

3 相談の例

- ・改正法に沿った就業規則の改定案を作成したが問題がないか見てほしい
- ・マタニティハラスメントの防止措置について具体的にどうすればよいか知りたい

※改正法の内容など、一般的なお問い合わせには常時対応しています。